

第1回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成19年8月10日(金) 午前10時30分～午後0時10分
- 2 会場 ぱるるプラザ京都 5階会議室B
- 3 議事等
 - (1) 会長・副会長の選出
 - ・ 互選により彦惣委員を会長、藤岡委員を副会長に選出
 - (2) 条例制定までの経過説明
 - (3) 諮問
 - (4) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

記

- 委員
 - ・ 禁止区域は、線で指定するのではなく、面での指定が望ましい。
 - ・ 鴨川、四条通、烏丸通、御池通で囲まれる面の指定が好ましいが、事務局案に加え、蛸薬師通、裏寺町通、錦小路、木屋町通も禁止区域に指定すれば、面的な指定に近くなる。
 - ・ 鴨川以东の四条通も禁止区域に指定してもらえないか。
- 事務局
 - ・ 検討委員会でも面での指定をしてはどうかという意見はあったが、最終的に歩行者の交通量が多いところ限定してはどうか、という意見になった。
 - ・ 現在、交通量調査を実施しているところであり、次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
 - ・ 喫煙マナーをもっと啓発してはどうか。
 - ・ JTのCMのような喫煙所は、市内ではほとんど見かけない。
- 事務局
 - ・ 他都市では喫煙場所を設けている例もあり、そうした事例も参考にしながら検討して参りたい。
- 委員
 - ・ 京都駅周辺も禁止区域の候補にあがるのではないか。
- 事務局
 - ・ 現在、御指摘のあった京都駅周辺も含め、通行量の多い箇所の調査を実施しており、次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
 - ・ 禁止区域は、線ではなく、面での指定の方が望ましい。
- 事務局

- ・ 現在、通行量調査を実施しており、他の委員の御意見と合わせて、次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
 - ・ 夜間の時間帯でも指導・過料の徴収を実施するつもりなのか。
- 事務局
 - ・ 他都市の状況を見ても、指導員が夜間の時間帯も指導を行うことは非常に困難といわざるを得ない。
 - ・ 平成17年度の本市の政策課題研究「都心部の歩いて楽しいまち推進のために」の調査結果によると、平日は、午後の遅い時刻から夕刻の通行量が多く、休日はもう少し早い時間帯がピークで、平日よりも通行量が多くなっている。
- 委員
 - ・ 禁止区域を面で指定する方が、違反者に逃げられることが少なく、結果的にトラブルが少なくなると思う。
- 事務局
 - ・ 指導員の安全も考慮しつつ、逃げ得は許さないという姿勢で臨みたい。
- 委員
 - ・ 禁止区域が線か面かの議論をする前に、たばこの煙による被害について科学的根拠を固める必要があるのではないかと。
- 事務局
 - ・ 検討委員会では、NPOの方から副流煙の影響について説明を受けたが、科学的な根拠が完全に立証されていないため、健康への影響という表現になった。
- 委員
 - ・ 検討委員会の議論でも、最初はマナー向上を条例の目的にする方向だったが、マナー向上の効果があまり期待できない状況の中で、健康への影響の防止も入れることになった。
- 委員
 - ・ 科学的には喫煙は有害とされている中で、一定の通行量のある公共の場所では喫煙を我慢してもらおう、というのが本条例の基本的なコンセプトであり、そこに異論がある方はいないという印象である。
 - ・ 過去の検討委員会の議事録をもらえると、効率的に審議ができる。
- 事務局
 - ・ 次回の審議会に、検討委員会の摘録を資料として提出する。